

#### Q4 日本の BSE 対策について、教えてください。

日本では国産牛について、上記のようにBSEプリオンが分布する特定危険部位を全ての月齢の牛を対象として除去するとともに、と畜場で21ヶ月齢以上の牛を対象とした検査を行っています。（ただし、現時点では各自治体が自主的に全月齢の牛を検査しています。）また、牛から作られた肉骨粉については、すべての動物への給与禁止措置をとっています。

### 各国におけるBSE対策の概要

(2011年1月1日)

		日本	EU	米国
BSE検査	健康と畜牛	21ヶ月齢以上の全ての牛 (ただし、現時点では各自治体が自主的に全月齢の牛を検査)	EU17 <sup>†</sup> は48ヶ月齢超の全ての牛 その他のEU加盟国は30ヶ月齢超の全ての牛	(拡大サーベイランス)2004年6月～2006年8月中枢神経症状牛、死亡牛等の高リスク牛を中心に約79万頭を検査 (進行中のサーベイランス)2006年9月以降、全月齢の神経症状牛、30か月齢以上の高リスク牛(年間約4万頭)を検査
	高リスク牛	24ヶ月齢以上の全ての牛	EU17 <sup>†</sup> は48ヶ月齢超の全ての牛 その他のEU加盟国は24ヶ月齢超の全ての牛	
特定危険部位(SRM)の除去		【全月齢】 頭部(扁桃を含む、舌、頬肉を除く)、せき柱(背根神経節を含む)、せき髄、回腸遠位部	【全月齢】 扁桃、腸、腸間膜 【30ヶ月齢超】 せき柱(背根神経節を含む) 【12ヶ月齢超】 頭蓋(脳、眼を含む、下顎を除く)、せき髄	【全月齢】 扁桃、回腸遠位部 【30ヶ月齢以上】 脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱、背根神経節
肉骨粉	輸入	全ての国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止
	飼料規制	動物由来たん白質の動物への給与禁止(ただし、農林水産大臣の確認を受けた製造工程において製造された反すう動物以外の動物由来たん白質については、反すう動物以外の動物に給与可)	ほ乳動物由来たん白質の家畜(毛皮用肉食動物を除く)への給与禁止	反すう動物由来たん白の反すう動物への給与禁止(豚・鶏に利用可能) *30ヶ月齢以上の牛由来の脳、せき髄等の飼料への利用禁止
トレーサビリティ		制度化(2003年12月から牛の生産段階について実施。流通段階については2004年12月から)	2000年から導入	個体識別制度の全国での導入を検討中

(注) 英国はOTMルール(30ヶ月齢超の牛を食用に供さない)が、2005年9月に廃止。

†加盟国(EU17)(ベルギー、デンマーク、ドイツ、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、スロベニア、キプロス及び英国)